

計画の策定について

(1) 計画策定の背景と趣旨

人口減少や少子高齢化の進展により、ひとり暮らしの高齢者や単身世帯が増加し、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、働き方や生活様式、価値観の多様化が進む一方で、人と人とのつながりは希薄化し、地域で支えあう関係づくりは一層難しくなっています。

こうした中、社会・経済情勢の変化に伴う生活困窮や孤立の問題をはじめ、8050問題やヤングケアラー、ダブルケアなど世帯が抱える課題、認知症や障がいのある人への支援や権利擁護などの課題は複雑化・複合化しています。さらに、自然災害への備えやデジタル化の進展に伴う情報格差への対応など、地域福祉に求められる役割は拡大しています。

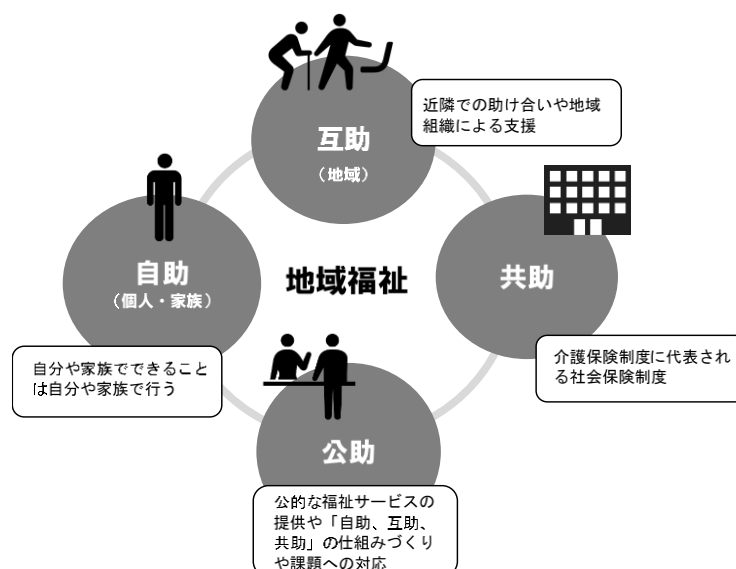
一方で、地域活動や福祉活動を支える担い手不足が深刻化しており、従来の支援の仕組みだけでは対応が難しい課題も増えています。そのため、住民一人一人が主体的に地域とつながり、多様な主体と協力して支え合う「共創」による地域づくりがこれまで以上に重要となっています。

国においては、地域包括ケアシステムの深化・推進や成年後見制度の利用促進、生活困窮者自立支援制度の充実など、属性や世代を問わず相談を受け止める重層的支援体制整備を進めています。行政だけでなく、地域住民、関係機関、民間事業者、NPO等が連携し、制度や分野の垣根を超えて地域課題を包括的に解決する仕組みづくりが進められています。

本市では、地域福祉に関する理念や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、平成18年3月に「加古川市地域福祉計画」を策定し、社会情勢や地域課題の変化に応じて定期的な見直しを行いながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

地域共生社会の実現に向けて、住民が自ら行うこと（自助）、地域での見守りや支えあい（互助）、介護保険制度等による社会保険制度（共助）、公的な福祉サービス（公助）の連携による取組を進めるため、「第5期加古川市地域福祉計画」を策定します。

■連携による取組のイメージ



（２）計画の位置づけ

① 法律の根拠

地域福祉を推進していく一環として、社会福祉法第 107 条で市町村が「地域福祉計画」を策定することが規定されています。「加古川市地域福祉計画」は、地域福祉の推進を図り、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心して生活ができる地域共生社会の実現という目的を明確にし、本市の実情にあった地域福祉を計画的に推進するためのものです。

社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

② 加古川市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でないことにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを法律的に支える制度です。

本市においては、地域福祉計画において「権利擁護の推進」を重要施策と考えており、成年後見制度を必要とする人の利用を進めることが、誰もが安心して暮らし続けられる支援につながると考えることから、地域福祉計画と一体的に「加古川市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

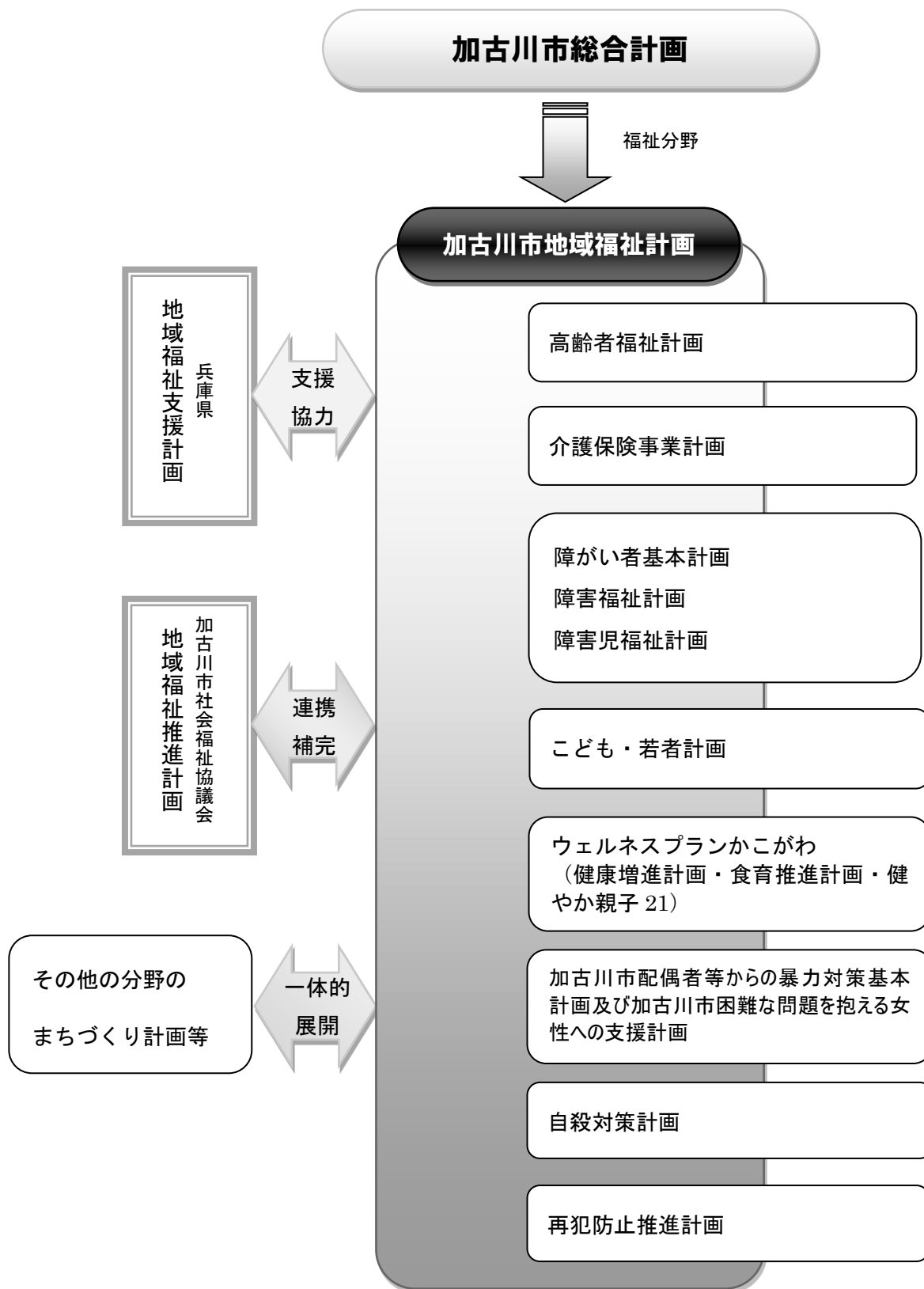
成年後見制度利用の促進に関する法律（抄）

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

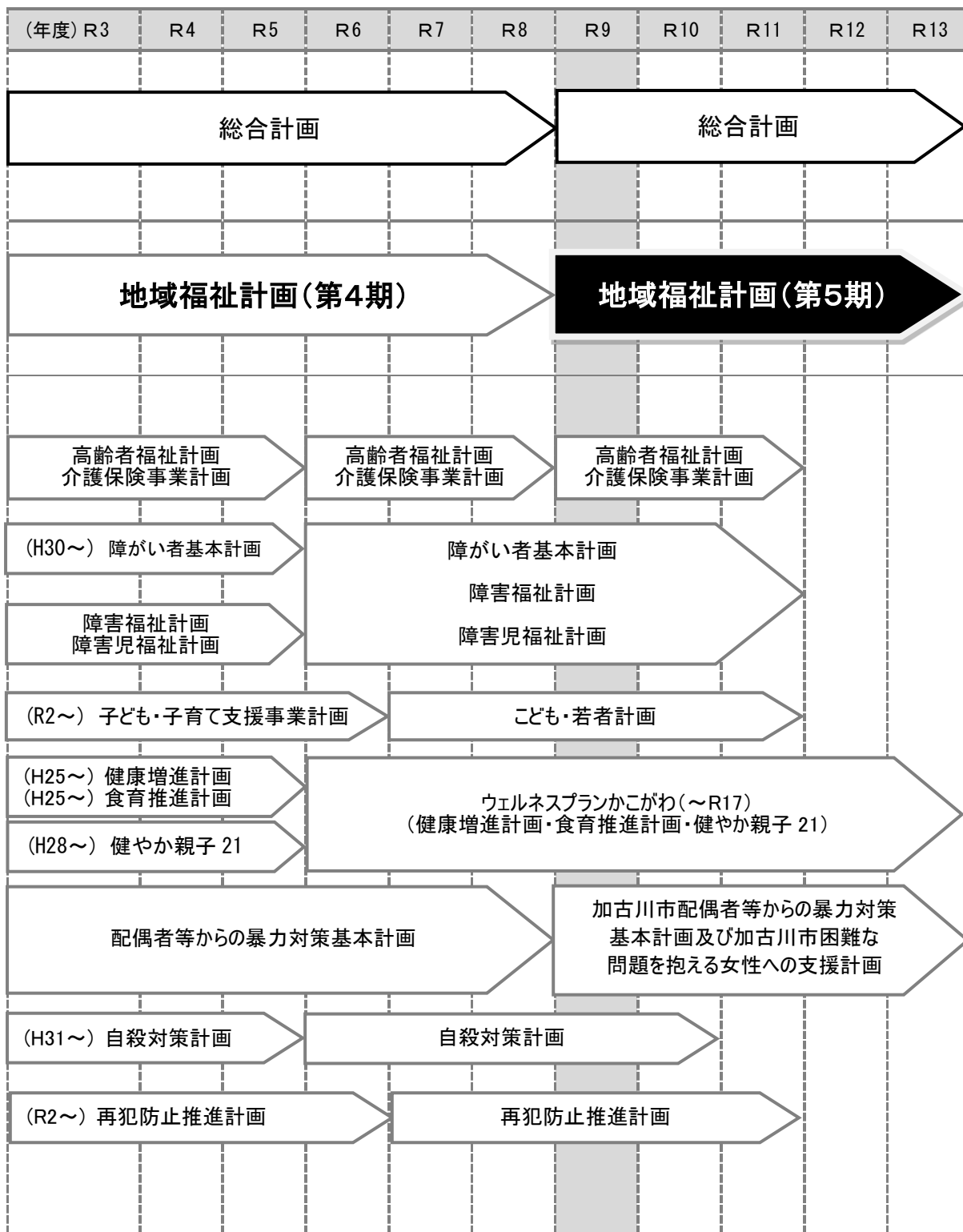
③ 他の計画との関連

第5期加古川市地域福祉計画は、「加古川市総合計画」を上位計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野別の福祉計画等との整合を図って策定します。



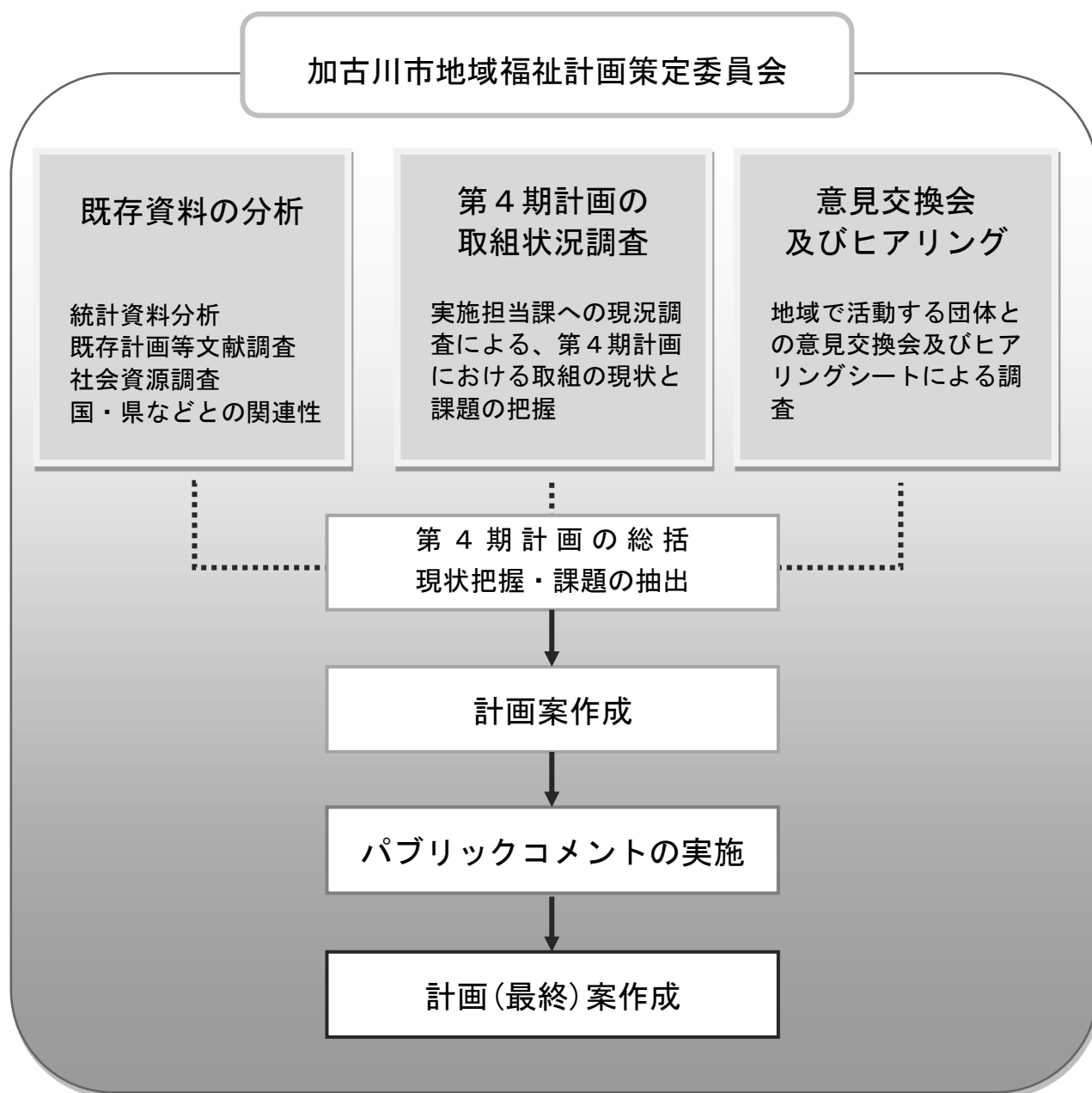
(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とし、社会情勢の変化や市民のニーズに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



(4) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、地域及び市民団体代表者、市民代表（公募委員）から構成される「加古川市地域福祉計画策定委員会」を設置し、幅広い分野から意見を取り入れる体制をとっています。



(5) 今後のスケジュール

回	月日	策定委員会
1	7月2日	・市長からの諮問 ・計画の策定について ・加古川市の現状について ・第4期加古川市地域福祉計画の取組状況及び評価について ・意見交換会について
2	9月中旬 下旬	・意見交換会の実施報告について ・骨子検討、計画素案について
3	11月下旬	・計画案について ・パブリックコメントの実施について
4	2月中旬 下旬	・パブリックコメントの実施結果について ・計画（最終）案について ・市長への答申について